

- (受注業者) 発注内示書は、平成 22 年 3 月初め頃、志摩建設事務所の依頼を受けて現場代理人が作成し、社印を押印した原本を志摩建設事務所に提出した。この使用目的は聞かされていなかったが、工程調整上(工期延長)の手続きに必要なものと思っていた。
- (関係職員) チリ津波と直接関係ないケーソン製作工事を、事故繰越と認めてもらうためには、ケーソン本体の製作が(平成 22 年) 3 月中旬には完成し、進水を待っている状態まで工程を進める必要があったが、現実にはそこまでできていなかった。

③

【書類調査での確認結果】

- 部内のサーバーに保存されていた日立造船から提出されたと思われる工事打合簿(平成 22 年 1 月 18 日)には、平成 22 年 1 月 16 日に傭船を予定していた起重機船が故障し、修理・点検整備に約 1 か月を要すると記述されていることが確認できた。

(資料 1 3)

- 関東地方整備局東京港湾事務所のホームページにおいて、平成 22 年 1 月 22 日に当該起重機船が東京ゲートブリッジの桁架設に使用されていたことが確認できた。(資料 1 4)

【聴取り調査での証言内容】

- (関係職員) 起重機船の故障は事実ではないが、事前協議の手持ち資料として、日立造船に工事打合簿の作成を依頼した。
- (受注業者) 工事打合簿は、日立造船で作成したものではなく、県から、工程調整上(工期延長)に必要な資料なので協力するよう依頼を受けたものであるが、決裁の終わった工事打合簿としては返却されていない。

(5) 職員の関与の状況

①不適正な出来高部分検査

(内容)

事故繰越の資料では、ハイブリッドケーソン製作工事は年度内に竣工するとしていたため、この工事の一部が未竣工であるにもかかわらず、当初検査員として予定されていた職員から、港湾・海岸室職員に検査員を変更した上で、その工事の出来高を認定していた。

(職員の関与の状況)

[港湾・海岸室]

- 検査員として出来高認定を行ったのは、当時の港湾・海岸室の担当職員である。この職員は平成22年3月30日に予定されていたケーソン製作工事の出来高部分検査に際して、志摩建設事務所の担当職員から、検査までに検査対象であるバラストコンクリートの打設が間に合わない旨の連絡を受け、すでに決定されていた検査員に代わり検査を行うこととした。
- この検査に関しては、当初は入札管理室の職員が検査員になることが予定されていたが、この職員には「検査がなくなった」旨の連絡がされていた。なお、誰が連絡したかは明らかにできなかった。
- 港湾・海岸室長、副室長はこの担当職員が検査員となり出来高部分検査を行うことについて承知しており、事故繰越の資料では、ハイブリッドケーソン製作工事は年度内に竣工するとしていたため、未竣工であったとしても事故繰越の承認を得るためには、出来高を認定せざるを得ない状況にあったことも認識していた。

[志摩建設事務所]

- 志摩建設事務所については、港湾・海岸室の担当職員が検査を実施することは検査要求書の決裁が所長まで得られており、所長等の管理職員も承知していた。また、この工事の担当職員2名は工事の一部に未竣工があるにもかかわらず、出来高が認定されたことを承知していた。

※工事検査について

県の施工する工事の検査は通常は「工事検査担当」として配置されている検査監が行うが、年度末の検査が集中する時期には臨時検査員が任命され、工事検査総括監(当時の総括検査監)の命令に基づき、検査を実施する。また、担当の臨時検査員を別の臨時検査員に変更する場合は、本庁各課と各事務所に置かれる調整員が調整し、工事検査総括監が確認するものではないため、変更は容易にできる。

②虚偽の事故繰越資料の作成

(内容)

事故繰越の手続きにおいて、事故繰越の妥当性を説明するため、他の時期や目的に撮影した写真を使用するなど、虚偽の資料を作成していた。また、虚偽の資料を作成するため、受注業者に対しても資料作成を依頼していた。

(職員の関与の状況)

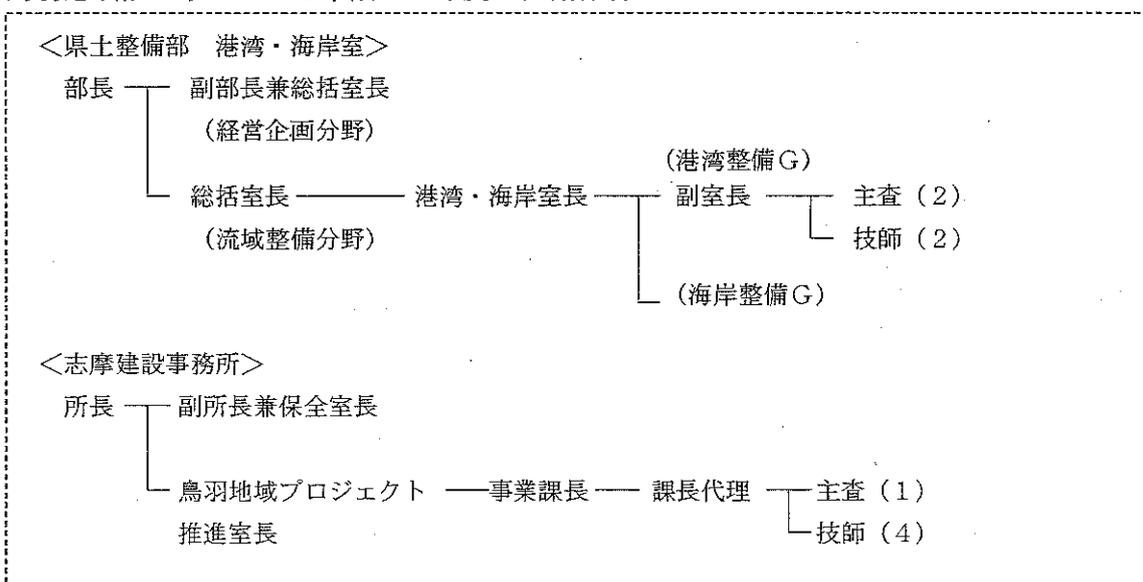
[港湾・海岸室]

- 鳥羽港改修工事を完成させるために、チリ中部大地震に伴う津波を理由に国に事故繰越を認めてもらえるよう努力をすることが、当時の部長をはじめとする県土整備部の方針であった。
- この方針を踏まえ、港湾・海岸室長をはじめ副室長以下グループの担当職員がその方針に沿った結果をめざして、事故繰越の理由について明確に説明できるよう、被災前と被災後の写真の準備等、事故繰越に関する虚偽の資料を作成した。

[志摩建設事務所]

- 志摩建設事務所においては、港湾・海岸室からの指示を受け、担当課長以下3名の職員が写真等の資料を準備した。また、虚偽の資料を作成するため、使用目的を知らせず受注業者にも資料作成を依頼した。
- なお、所長、副所長、担当室長については、津波を理由に事故繰越を認めてもらえるよう準備をしていることは承知していたが、具体的にどのような作業が行われているかまでは承知していなかった。

鳥羽港改修工事にかかる平成21年度の組織体制



第3章 文書の書換え等の調査結果について

1 調査目的

鳥羽港改修工事に関し、平成24年1月6日及び1月30日に港湾・海岸室（現在の港湾・海岸課）に対して開示請求のあった19件の文書を対象とし、文書の書換え等の具体的な内容と書換え等を行った理由を明らかにするため調査を実施した。

2 調査方法

(1) 関係職員からの聴取り調査

開示請求のあった文書が作成された平成20年度から書換え等が行われた平成23年度の間、港湾・海岸室に在職していた12名の職員から聴取りを実施した。なお、12名の職員には退職職員1名を含んでいる。

【聴取り実施期間】

平成24年7月12日（木）～18日（水）

【聴取り体制】

情報公開課長、法務・文書課長、人事課長、県土整備総務課長、公共事業運営課長の5名体制で実施。

【聴取りの内容】

- ◇書換え等の有無と内容
- ◇書換え等の理由
- ◇職員の関与の状況 など

(2) 電子データの確認・復元作業

破棄されたとされる元の文書について、部内のサーバー等に残っている電子データの確認及び復元を行った。

【内容】

- ◇公共事業運営課のサーバーに平成22年7月にバックアップされた港湾・海岸室の電子データが保存されていることが判明したため、そのデータを確認。
- ◇港湾・海岸課職員のパソコンに破棄されたとされる文書の電子データが保存されていないか確認。
- ◇港湾・海岸課の共有サーバーにおける電子データの復元作業を実施。

(3) 保存文書等の確認調査

破棄されたとされる元の文書や書換え等を解明するための手がかりを探するため、港湾・海岸課内の書庫等に保管されている関係簿冊64冊に綴じられた約1000件の文書を調査した。

3 調査結果

(1) 書換え等が行われた文書の件数

調査対象とした19件の文書すべてについて、書換え等の有無及び内容を確認するため、電子データの復元や保存文書等の確認調査等を実施した。

電子データの確認・復元では、書換え等の有無の判断材料となる電子データ15件(下表のa～c)を確認。保存文書等の調査では、書換え前のものと思われる文書の写し1件(下表のd)と3件(下表のe)の保存されていた文書を確認した。

この確認作業で、県土整備部の調査では書換え有りとしていた12件の文書の内、1件は書換え等がなかったことが確認でき、19件の文書の内、11件で書換え等があったことを確認した。

確認手段	確認件数		
	書換え等有り	書換え等無し	合計
a 電子データで確認 (公共事業運営課のサーバー)	6	6	12
b 電子データで確認 (港湾・海岸課職員のパソコン)	1	0	1
c 電子データ(復元)で確認 (港湾・海岸課の共有サーバー)	2	0	2
d 保存文書等の確認調査で確認	1	0	1
e 文書で確認	1	2	3
合計	11	8	19

(2) 書換え等の状況 別表参照

(3) 書換え等の理由

職員への聴取り結果や書換え等の内容から、その理由は大きく次の4点と考えられる。

- ① 発注段階から事故繰越を前提に事業を進めていたのではないかと問われることを避けたかった。また、これに関連して、中部地方整備局に起重機船のギアの故障を理由とする事故繰越の事前協議を行っていたことを隠す意図があった。
- ② 何社かから聴取りを行っているのに特定の業者とだけ何か関係があるように誤解されることを避けたかった。
- ③ 今後計画されている鳥羽港二期工区の内容について出したくなかった。
- ④ 開示請求者が何を意図して、鳥羽港にかかる事業の文書公開を求めてきたのかがわからず不安になり、開示に対して必要以上に慎重になってしまった。

(4) 職員の関与の状況

関係職員への聴取り調査から、文書の書換え等に関与したのは、平成23年度に港湾・海岸室に在職していた4名の職員（室長含む）である。2名の職員が書換え等の内容を考え、副室長に相談するとともに、その3名が室長に書換え等を行うことを提案し、室長が了承した。

(5) その他

今回の一連の調査の中で、鳥羽港改修工事に係る公文書の開示請求に際して、志摩建設事務所において、個人情報（氏名、生年月日、現住所、顔写真等）を含んでいるにも関わらず、電子データや文書がそのまま開示されていたこともわかった。

書換え等の状況

開示請求日 (開示実施日)	番号	開示決定書類	書換え等の 有無
平成24年1月6日 (平成24年1月26日)	①	H20 鳥羽港港湾改修交付申請ヒアリング(第1回)	H20.5.27 無
	②	平成20年度 鳥羽港改修(地方)交付決定について	H20.7.3 無
	③	H20 鳥羽港港湾改修交付申請打ち合わせ	H20.7.16 有
	④	平成20年度 鳥羽港改修事業交付申請ヒアリング	H20.7.23 無
	⑤	鳥羽港打ち合わせ(平成20年10月15日)	H20.10.15 有
	⑥	鳥羽港港整備交付金運用について打ち合わせ	H20.11.13 有
	⑦	平成21年度 交付申請ヒアリング及び平成20年度鳥羽港改修変更認可について	H21.3.25 有
	⑧	鳥羽港港湾改修事業における防波堤(東)ケーソン工事について	H21.7.14 有
	⑨	鳥羽港打合せ(調整函発注)	H21.7.16 有
	⑩	鳥羽港調整函発注検討について	H21.7.27 有
	⑪	中部地整からの資料要求への対応について(鳥羽港佐田浜)	H21.8.19 無
	⑫	鳥羽港港整備交付金の延伸について	H21.10.8 有
	⑬	鳥羽港港整備交付金翌債承認について(供覧)	H21.12.17 無
	⑭	鳥羽港海岸事業に関する事業期間の確認及び改善の見通しについて	H21.12.18 無
平成24年1月30日 (平成24年2月10日)	⑮	打合せ記録	H22.2.12 有
	⑯	打合せ記録	H22.2.18 無
	⑰	打合せ記録	H22.2.25 無
	⑱	打合せ記録	H22.2.25 有
	㉑	復命書(打合せ記録)	H22.3.4 有

書換え等有 11

書換え等無 8

書換え等の状況

開示決定書類	①H20 鳥羽港港湾改修交付申請ヒアリング(第1回) H20. 5. 27
書換え等の有無	無
書換え等の有無の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●公共事業運営課のサーバーから電子データ(最終更新年月日:H20. 5. 30)が発見され、開示された文書と内容が同じであった。 ●港湾・海岸課の共有サーバーの復元作業を行ったが、復元された電子データの内容は、開示された文書の内容と同じであるとともに、そのデータの前回保存日時が平成20年5月30日となっており、それ以降、更新された形跡がない。

開示決定書類	②平成20年度 鳥羽港改修(地方)交付決定について H20. 7. 3
書換え等の有無	無
書換え等の有無の根拠	●国からの交付決定通知の写しであり、県土整備財務課で原本が確認できた。

開示決定書類	③H20 鳥羽港港湾改修交付申請打ち合わせ H20. 7. 16	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	●港湾・海岸課の共有サーバーの復元作業を行ったが、復元された電子データの内容は、開示された文書の内容と同じであった。しかし、このデータは平成20年度作成の文書であるはずなのに、「前回保存日時」が平成24年1月18日となっている。この日付は開示決定を行った平成24年1月20日の2日前である。	
書換え等の内容	発見された電子データ等の内容	開示決定された文書の内容
	書換え等の具体的な内容は明らかにできなかった。	

開示決定書類	④平成20年度 鳥羽港改修事業交付申請ヒアリング H20. 7. 23	
書換え等の有無	無	
書換え等の有無の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度末に退職した職員の印鑑が押印されており、当該退職職員には、自分の印鑑であることと印鑑を置いていないことを確認した。 ●公共事業運営課のサーバーから電子データ(最終更新年月日:H20. 8. 1)が発見され、開示された文書と内容が同じであった。 	

開示決定書類	⑤鳥羽港打ち合わせ(平成20年10月15日) H20.10.15	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	<p>●港湾・海岸課の共有サーバーの復元作業を行ったが、復元された電子データの内容は、開示された文書の内容と同じであった。しかし、このデータは平成20年度作成の文書であるはずなのに、「コンテンツの作成日時」が平成24年1月19日になっており、平成24年1月20日付けの開示決定の前日に全面的に作り直した可能性がある。</p> <p>●複数の職員から鳥羽港二期工区のことを書かれた部分を削除した可能性がある旨の証言を得ている。</p>	
書換え等の内容	発見された電子データ等の内容	開示決定された文書の内容
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">書換え等の具体的な内容は明らかにできなかった。</div>	

開示決定書類	⑥鳥羽港港整備交付金運用について打ち合わせ H20.11.13	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	<p>●保存文書等の確認調査により、別の簿冊に綴じられていた書換え前と思われる文書の写しを発見した。開示された文書と内容が異なっている。</p>	
書換え等の内容	発見された電子データ等の内容	開示決定された文書の内容
	<p>内容</p> <p><u>別紙</u>により、港整備交付金の運用について中部地方整備局に確認をおこなった。</p> <p>※「別紙」については特定できなかった。</p>	<p>内容</p> <p>港整備交付金の運用について中部地方整備局に確認を行った。</p>
	<p>中部地方整備局</p> <p>また、年度によっては地方費だけで事業執行を行うことも可能な制度であり、<u>パターン4</u>のように地方費だけの事業も問題ない。</p>	<p>中部地方整備局</p> <p>また、年度によっては地方費だけで事業執行を行うことも可能な制度である。</p>
<p>三重県</p> <p>交付金事業の要旨は了解した。<u>パターン4</u>にて事業執行を行っていく。県議会で事故繰越の承認を得て事業を進めていく。</p>	<p>三重県</p> <p>交付金事業の要旨は了解した。</p>	

開示決定書類	⑦平成 21 年度 交付申請ヒアリング及び平成 20 年度鳥羽港改修変更認可について H21. 3. 25	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	●公共事業運営課のサーバーから、電子データ（最終更新年月日：H21. 3. 25）が発見され、開示された文書と内容が異なっている。	
書換え等の内容	発見された電子データ等の内容	開示決定された文書の内容
	<p>内容</p> <p><u>別紙により、平成 21 年度の津・松阪港・尾鷲港改修事業、鳥羽港・千代崎港・白子港港整備交付金事業の交付申請ヒアリングへ行きました。</u></p> <p>※「別紙」については特定できなかった。</p>	<p>内容</p> <p>平成 21 年度の鳥羽港港整備交付金事業の交付申請ヒアリングへ行きました。</p>
	<p>平成 20 年度鳥羽港改修事業変更交付申請について</p> <p>浮棧橋の入札を行い、浮棧橋（東）費がほぼ固まったため、交付申請額と実施額の差分を、進水方法が <u>FC から FD に変更された場合工事費が大きくなる可能性がある防波堤（東）に振りましました。→了承。3月25日付けで変更交付申請書を提出すること。なお、調整函の行程がタイトであるため、発注方法の調整を急ぎ、公告した時点で管理課に報告すること。</u></p>	<p>平成 20 年度鳥羽港改修事業変更交付申請について</p> <p>浮棧橋の入札を行い、浮棧橋（東）費がほぼ固まったため、交付申請額と実施額の差分を、進水方法の<u>変更に伴い、工事費が大きくなる可能性がある防波堤（東）に振りましました。→了承。3月25日付けで変更交付申請書を提出すること。</u></p>
<p>平成 21 年度港整備交付金事業・千代崎・白子港（C=35 百万円）</p> <p><u>平成 21 年度は白子港の浚渫のみ実施。平成 20 年度予算を繰り越していることから、平成 21 年度は 4 月 1 日交付申請を行い、海苔の養殖までの間大きく工期を取りたい旨説明。→了承</u></p> <p>・鳥羽港（C=550 百万円の内 440 百万円）</p> <p>浮棧橋（タイプ 5）について、4 月早々の公告を行う必要があることから平成 21 年度は 4 月 1 日付交付申請を行いたい旨説明。ただし、臨港道路については鳥羽市の都市計画変更が 21 年 5 月ごろになる見込みで、底地の臨港地区指定がかかっていない</p>	<p>平成 21 年度鳥羽港港整備交付金事業</p> <p>浮棧橋（タイプ 5）について、4 月早々の公告を行う必要があることから平成 21 年度は 4 月 1 日付交付申請を行いたい旨説明。ただし、臨港道路については鳥羽市の都市計画変更が 21 年 5 月ごろになる見込みで、底地の臨港地区指定がかかっていないため臨港道路分については除いて内申請とする。→了承</p>	

<p>ため臨港道路分については除いて内申請とする。→了承</p>	
<p><u>平成 21 年度港湾改修（重要）事業</u> <u>・津・松阪港（大口地区）（C=100 百万円）</u> <u>H20、21 債務工事を行うため 4 月 1 日付交付申請を行いたい旨説明。なお、H21 残予算については予備費の補正が無かった場合、どのように（繰り越さずに）消化するのか年度ごとの予算が解る、発注・実施工程表を提出し説明すること。</u> <u>・尾鷲港（C=50 百万円）</u> <u>津・松阪港と同様に、年度ごとの予算が解る工程表を提出し説明すること。また、水質調査について、補助対象であることが解ることを説明すること。</u> <u>なお、改修事業については 4 月 1 日に事務費の使途協議を行い、その後の文書（4 月 1 日付けで良い）で交付申請を行うこと。</u></p>	<p>(削除されている)</p>

<p>開示決定書類</p>	<p>⑧ 鳥羽港港湾改修事業における防波堤(東)ケーソン工事について H21. 7. 14</p>	
<p>書換え等の有無</p>	<p>有</p>	
<p>書換え等の有無の根拠</p>	<p>●公共事業運営課のサーバーから、電子データ（最終更新年月日：H21. 7. 14）が発見され、開示された文書と内容が異なっている。</p>	
<p>書換え等の内容</p>	<p>発見された電子データ等の内容 平成 20 年度の鳥羽港港湾改修事業において、平成 21 年 6 月 12 日に調整函の発注を行うべく公告をおこなったが、応募者が無かった。<u>このため再度公告をおこなうとすれば、平成 21 年度内に完成させることが極めて困難であることから、補助事業費の返還及び事故繰越の可能性について協議をおこなった。</u></p>	<p>開示決定された文書の内容 平成 20 年度の鳥羽港港湾改修事業において、平成 21 年 6 月 12 日に調整函の発注を行うべく公告をおこなったが、応募者が無かった。<u>今後の対応方法、補助事業費の返還及び事故繰越の可能性について協議をおこなった。</u></p>

	<p>2 事故繰越</p> <p>事故繰越というものは、契約後の天変地異等当初から予測し得ない事由が発生した場合に該当するものである。このため災害発生等の理由で整理できれば事故繰越は可能となるが、今回のように入札契約手続きの遅れの理由では事故繰越は無理である。</p> <p><u>工事発注時点での年度を越えての工期延長及び、事務手続き完了後の延伸等の記述もできない。</u></p>	<p>2 事故繰越</p> <p>事故繰越というものは、契約後の天変地異等当初から予測し得ない事由が発生した場合に該当するものである。このため災害発生等の理由で整理できれば事故繰越は可能となるが、今回のように入札契約手続きの遅れの理由では事故繰越は無理である。</p>
--	--	--

開示決定書類	⑨鳥羽港打合せ(調整函発注) H21. 7. 16	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	●公共事業運営課のサーバーから、電子データ(最終更新年月日:H21. 7. 16)が発見され、開示された文書と内容が異なっている。	
書換え等の内容	<p>発見された電子データ等の内容</p> <p>工期について</p> <p>・<u>聞き取り調査の結果、全ての業者から工期が厳しいとの意見が出された。(業者の必要工期は、鋼材調達4ヶ月・鋼殻組み立て4ヶ月・コンクリート打設3ヶ月・曳航1ヶ月)再公告にあたっては、工期を確保することを明記する必要がある。</u></p> <p>・事故繰越は契約後の天変地異等の原因である場合に可能となるのであって契約前の現時点で工期を必要分確保することは出来ない。</p> <p>・少なくとも、契約後の工期の確保について「必要な事務手続きの完了後、工期を変更する」ことを明記しないと再度参加者が0となる可能性が高い。このため中部地方整備局の内諾を得た上で明記する必要がある。</p>	<p>開示決定された文書の内容</p> <p>工期について</p> <p>・事故繰越は契約後の天変地異等の原因である場合に可能となるのであって契約前の現時点で工期を必要分確保することは出来ない。</p> <p>・少なくとも、契約後の工期の確保について「必要な事務手続きの完了後、工期を変更する」ことを明記しないと再度参加者が0となる可能性が高い。このため中部地方整備局の内諾を得た上で明記する必要がある。</p>

	<p>これから進めなければならない事務手続きは、</p> <p>①事故繰越の手続き</p> <p>②平成 20 年度港湾改修費（繰越）及び港整備交付金の事業箇所変更手続き 据付工事等の予算確保も必要なことから、②を検討する。</p>	<p>これから進めなければならない事務手続きは、</p> <p>○平成 20 年度港湾改修費（繰越）及び港整備交付金の事業箇所変更手続き</p>
	<p>設計書について</p> <p>①積算における製作ヤードを大阪府堺市とする。</p> <p>②大型起重機船の基地工は「兵庫」とする。</p> <p>③前回と同様、製作・進水・曳航・仮置きとする。設計金額は、199,985 千円となる。据付工事の設計金額は、56,000 千円。</p>	<p>(削除されている)</p>
	<p>志摩建設事務所の今後の作業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日立造船の○を◎まで高めるよう、聞き取りの制度を向上させる。 ・製作ヤードを堺に決定した理由の整理。 ・以前の参加資格では、ハイブリッドケーソンの経験を求めていたが、今回は外すが、これで、県内鋼構造物業者の参入が可能か調べる。 ・平成 20 年度港湾改修費と港整備交付金の精算見込み額の精査 	<p>志摩建設事務所の今後の作業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前の参加資格では、ハイブリッドケーソンの経験を求めていたが、今回は外すが、これで、県内鋼構造物業者の参入が可能か調べる。 ・平成 20 年度港湾改修費と港整備交付金の精算見込み額の精査
	<p>港湾海岸室の今後の作業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度港湾改修費と港整備交付金との巻き替えについて中部地方整備局と協議をおこなう。 ・港整備交付金の施工箇所の追加の変更協議を内閣府及び中部地方整備局とおこなう。 	<p>港湾海岸室の今後の作業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度港湾改修費と港整備交付金との巻き替えについて中部地方整備局と協議をおこなう。 ・港整備交付金の施工箇所の追加の変更協議を中部地方整備局とおこなう。

	<p>平成21年7月16日9:30 志摩建設事務所鳥羽プロジェクト</p> <p>来庁</p> <p>日立造船との聞き取りで、日立側から、「工期については、年度内完成は絶対に不可能であるが、当初設計の段階から、年度を跨ぐ工期設定をおこなうのが無理で、年度内工期となることを理解した。船舶回航費が実際の距離で減額となることについて了解した。」との回答があった。このことから、参加意欲が十分あることを確認できた。</p> <p>※個人情報に該当する部分については黒塗りをした。</p>	(削除されている)
--	--	-----------

開示決定書類	⑩鳥羽港調整函発注検討について H21.7.27	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	●公共事業運営課のサーバーから、電子データ（最終更新年月日：H21.7.27）が発見され、開示された文書と内容が異なっている。	
書換え等の内容	発見された電子データ等の内容 （文書の日付） 平成21年7月28日	開示決定された文書の内容 （文書の日付） 平成21年7月27日
	工期については、当初契約時から工期を平成22年4月以降に延ばして発注することは出来ないとのことから、当初発注時の工期は、平成22年3月末日とします。	工期については、当初契約時から工期を平成22年4月以降に延ばして発注することは出来ないとのことから、工期は平成22年3月末日とします。

開示決定書類	⑪中部地整からの資料要求への対応について(鳥羽港佐田浜) H21.8.19	
書換え等の有無	無	
書換え等の有無の根拠	●中部地方整備局に航空写真と図面を提供することの伺いであり、公共事業運営課のサーバーに残っていた航空写真と図面のデータ（最終更新年月日：H21.8.19）と内容が同じであった。	

開示決定書書類	⑫鳥羽港港整備交付金の延伸について H21.10.8	
書換え等の有無	有	
書換え等の有無の根拠	●公共事業運営課のサーバーから、電子データ（最終更新年月日：H21.10.13）が発見され、開示された文書と内容が異なっている。	
書換え等の主な内容	発見された電子データ等の内容	開示決定された文書の内容
	<p>課題・問題点</p> <p>①港整備交付金の不足金 228,000 千円を何かの方法で充足させないと平成 23 年度の開港に支障が生じます。</p> <p>②港整備交付金は 5 年間の事業であるが今年度から延伸は認められるようになった。また、平成 21 年度予算の追加は緊急性等理由の整理が困難である。</p> <p>③緑地内のベンチ等の整備についても開港のために必要なものであり、平成 23 年 3 月までに施工を終えなければなりません。</p> <p>④三重県水産基盤室には、<u>鳥羽港の平成 23 年度への延長はないとの協議を終わっています。また、内閣府にも延長予定は無いと言っています。</u></p>	<p>課題・問題点</p> <p>①港整備交付金の不足金 228,000 千円を何かの方法で充足させないと平成 23 年度の開港に支障が生じます。</p> <p>②港整備交付金は 5 年間の事業であるが今年度から延伸は認められるようになった。また、平成 21 年度予算の追加は緊急性等理由の整理が困難である。</p> <p>③緑地内のベンチ等の整備についても開港のために必要なものであり、平成 23 年 3 月までに施工を終えなければなりません。</p>
	<p>処理方針</p> <p>①港整備交付金の不足金については、開港までに必要な額であることから、港整備交付金の延伸をおこない、平成 22 年度事業として事業費 228,000 千円を要望します。（概算要求時では、新規事業として 200,000 千円の事業費が計上してあります。）</p> <p>②ベンチ等の整備については、現計画の港整備交付金のメニューに入っておらず、また、最終年度で新規メニューに組み入れることも困難なことから、<u>平成 21 年度県単港湾調査費 25,000 千円を 3 月補正で県単港湾改修費として変更し未契約繰越をおこなって、ベンチ等の整備を行います。</u></p>	<p>処理方針</p> <p>①港整備交付金の不足金については、開港までに必要な額であることから、港整備交付金の延伸をおこない、平成 22 年度事業として事業費 228,000 千円を要望します。（概算要求時では、新規事業として 200,000 千円の事業費が計上してあります。）</p> <p>②ベンチ等の整備については、現計画の港整備交付金のメニューに入っておらず、また、最終年度で新規メニューに組み入れることも困難なことから、<u>県単港湾改修費で対応します。</u></p>